

年 月 日

赤穂市長

空き家情報バンク登録及び選定申込書

申込者（所有者）

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

連絡先 _____

赤穂市空き家情報バンク設置要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解し、要綱第4条第3項の規定により、次のとおり登録を申し込みます。

1 契約交渉について、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会西播磨支部に取扱業者の選定を依頼します。

併せて、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会西播磨支部へ情報の提供を承諾いたします。

2 登録内容は、空き家情報バンク登録カード（様式第1号の3）に記載のとおりです。

3 同意事項

(1) 登録した空き家の情報の一部（所在地、物件の概要及び写真）について、赤穂市のホームページ等を通じて広く提供することに同意します。

(2) 空き家情報バンクの利用希望者及び取扱業者に対して、登録された情報を提供することに同意します。

4 誓約事項

(1) 空き家情報バンク登録カードの記載内容に偽りはなく、要綱第9条の規定する暴力団等に該当しないことを誓約します。

(2) 要綱第8条に関し、物件の売買・賃貸借に関する交渉、契約、問題解決等については、所有者と利用登録者の両者の間で責任をもって行います。

(3) 利用者との交渉及び契約を通じて得られた情報については、空き家情報バンクの目的に従って利用し、決して他の目的に利用しないことを誓約します。

[注意事項]

(1) 契約成立時に、別途仲介手数料がかかります。なお、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく額の範囲となります。

(2) 赤穂市個人情報保護条例（平成17年赤穂市条例第3号）の規定の趣旨に基づき申し込みされた個人情報は、利用希望者・登録業者への提供の他は、本事業の目的以外に利用しません。

(3) 赤穂市では、情報の提供や必要な連絡調整等を行います。交渉並びに売買及び賃貸借等の契約については、一切これに関与しません。